

事 務 連 絡
令和3年5月19日

各介護保険施設 御中
各地域密着型介護老人福祉施設 御中
各居宅介護支援事業所 御中
各地域包括支援センター 御中

今治市 健康福祉部 高齢介護課

令和3年度 介護保険負担限度額認定の更新申請手続きに係る協力依頼について

新緑の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より本市福祉行政の推進に関しまして、格段のご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、見出しのことにつきまして、令和2年度「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は令和3年7月31日までとなっており、引き続き負担の軽減を受けるには、更新の申請が必要となります。

つきましては、別紙の要領で更新事務を進めていきたいと考えておりますので、ご多忙の中、誠に恐縮ではございますが、申請が困難な方へのお手伝い等、皆様方のご協力をお願いいたします。

なお、添付書類などにつきましては、別 紙 をご参照のうえ、お手続きくださいますようお願いいたします。

1 事業所取りまとめによる一括申請について

前年度と同様に事業所の取りまとめによる一括申請を行うことができます。
今年度は、資産状況を示す添付書類（預貯金通帳のコピーなど）が必要です。
※今年度から資産要件が変更になっています。資産要件に該当するか、しっかり確認を
していただいた上で提出するようお願いします。

◆一括申請を行う場合の流れ

- (1) 各利用者から、口頭又は文書により、申請及び認定証の受領について個別に委任を
受けます。
- (2) 提出書類等をご確認の上、一括申請を希望される利用者の申請書類等を事業所で取り
まとめていただき、今治市 健康福祉部 高齢介護課まで提出してください。
 - ※ 複数の利用者分を一度に提出する場合は、1名ごとに申請書類一式をまとめ、
左上部をホチキスで止めて提出いただきますようお願いします。
- (3) 審査の結果、該当と認められた被保険者に対し、今治市が「負担限度額認定証」を交付
します。
- (4) 一括申請の場合は、負担限度額認定証を直接事業所にお渡ししますので、代理人の
身元確認書類（写し可）をご用意の上、別紙に記載しております交付時期以降に今治市
高齢介護課窓口へお越してください。
 - ※ 任意抽出により銀行等に預貯金等の照会をかける場合があります。交付時期
までに結果が得られない場合には、決定通知書及び認定証の交付が遅れること
がありますので、ご了承ください。

2 提出書類

[事業所の取りまとめによる一括申請の場合]

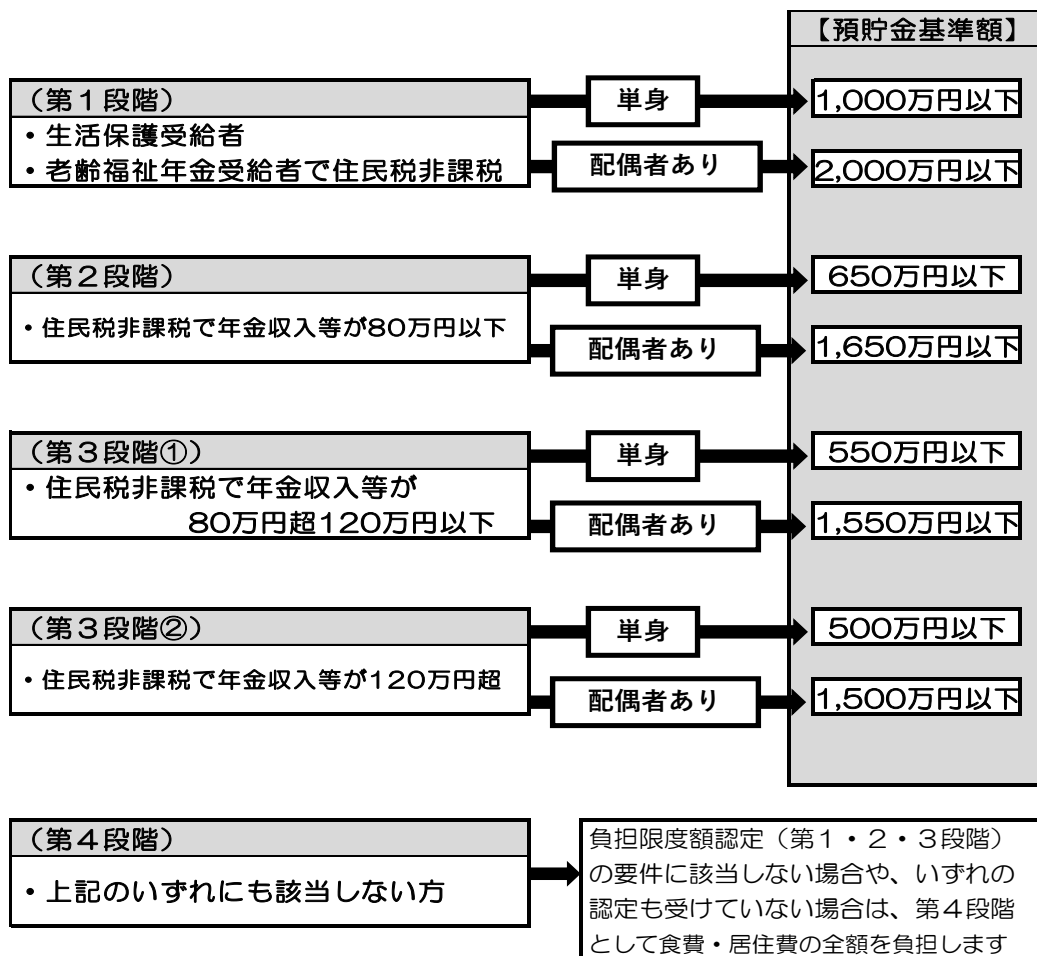
(1) 介護保険 負担限度額認定更新者一覧表

- ※ 8月1日現在の情報を記入してください。(保険者が今治市となる方のみ)
- ※ 詳しい記入方法は、記入例を参考にしてください。

(2) 介護保険 負担限度額認定申請書 (A4・両面)

- ※ 令和3年度の様式と記入例は、令和3年5月下旬ごろに、今治市役所高齢介護課のホームページ(高齢介護課⇒介護保険各種申請書等様式)に掲載しますので、新しい様式をご利用ください。詳しい記入方法は、記入例を参考にしてください。

※令和3年度 資産要件



- ※ 本人及び配偶者の預貯金等の金額が基準額を超えた場合など、要件に該当しないことが分かった際には、速やかに今治市 高齢介護課まで連絡してください。
要件に該当しないことを知りながら、又は虚偽の申告により不正に負担軽減を受けた場合、それまでに受けた負担軽減額に加え、最大2倍の加算金の納付を求めることがあります。
- ※ 令和3年7月31日までに、新規申請をされる方につきましては、7月31日までの申請書（令和2年度）と8月1日以降の更新申請書（令和3年度）の2枚が必要です。それぞれ様式が異なりますので、ご注意ください。
- ※ 申請書は両面です。印刷の際はA4・両面印刷にご協力ください。

(3) 介護保険被保険者証

- ※ 介護保険法施行規則により、申請には**利用者本人の介護保険被保険者証の提示が必要**ですので、窓口にて提示、又は写しを提出してください。なお、介護保険被保険者証の提示をもって委任をうけているものとみなしますので、委任状の提出は不要です。

(4) 利用者本人のマイナンバー（個人番号）が確認できる書類（写し可）

通知カード、個人番号入り住民票、個人番号カードのいずれか1点

- ※ 利用者が認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、利用者自身のマイナンバーが分からない、所在不明になっている又は利用者が拒否する場合は、マイナンバーの記載がない場合でも、その他の記載内容に問題がなければ申請を受理しますので、申請時にその旨をお伝えください。
- ※ 配偶者のマイナンバーがわかる資料については提出不要です。本人が配偶者の通知カード等を確認の上、申請書に記入してください。

(5) 代理人（事業所職員等）の身元確認書類（写し可）

次のうち、いずれかの書類をご用意ください。

- 顔写真つき身元確認書類ならば、1点
介護支援専門員証、運転免許証、パスポートなど
- 顔写真なし身元確認書類ならば、2点
医療保険被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証など

(参考) 【本人又はご家族による申請の場合】

事業所が一括申請を行わない場合、又は事業所での取りまとめによる申請を希望されない方がいらっしゃる場合は、申請書の記載方法も含め、本人又はご家族へ窓口（又は郵送）での申請についてご案内いただきますようお願いいたします。

更新スケジュールについて

(1) 更新申請の受付期間

令和3年 6月 1日 (火) ～ 令和3年 7月 30日 (金)

(2) 決定通知書及び認定証の交付スケジュール

	受付期間	交付時期
第1回	令和3年 6月 18日 (金)まで	令和3年 7月 26日 (月) 予定
第2回	令和3年 7月 30日 (金)まで	令和3年 8月 17日 (火) 予定

※ 受付期間終了後も、8月31日(火)までは随時提出を受け付けます。その場合、決定通知書及び負担限度額認定証等の交付が9月上旬になる場合があります。

※ 負担限度額認定証の有効期間の終了日(7月31日)までに新しい負担限度額認定証を必要とされる方は、6月18日(金)までに申請をお願いします。

4 決定通知書及び負担限度額認定証の郵送先について

本人の住所地(申請日までに送付先変更の届出のある場合は、その送付先住所)に郵送します。

※ 申請日以降に住所地変更や送付先変更の届出をした場合には、変更前の住所に送付されることがあります。

※ 厚生労働省Q&Aを受け、決定通知書の事業所への直接送付については平成27年度更新から中止しております。

※ 一括申請の場合は、負担限度額認定証を直接事業所にお渡ししますので、代理人の身元確認書類(写し可)をご用意の上、前項交付スケジュール交付時期以降に今治市高齢介護課窓口へお越しください。

5 申請にあたっての注意事項

(1) 負担限度額証発行前における事業所及び本人又はご家族からの、該当・非該当又は負担段階についてのお問い合わせにつきましては、回答いたしかねますのでご了承ください。

各利用者が更新申請自体をされたか否かについてのお問い合わせにつきましては、8月17日(火)以降(8月1日以降に申請があった人については、発送日以降)に事業所への電話回答が可能となります。照会人数が5名以上の場合は、お時間がかかる場合がありますので、前もって対象者の被保険者番号をお知らせください。

- (2) 65歳以上の生活保護受給者についても、更新の申請が必要です。ただし、預貯金等内訳書及び通帳等のコピーの提出は必要ありません。また、64歳以下の生活保護受給者（みなし2号・被保険者番号がHから始まる方）については、この制度の対象外です。
- (3) 旧措置入居者の方の申請、及び社会福祉法人等による利用者負担減免の申請につきましては、別途お送りします資料をご確認ください。
- (4) 境界層該当により食費・居住費の減免を受けている方については、生活保護担当課にて、8月1日～8月31日の間に生活保護申請を行う必要があります。通常の新規とは手順など手続き方法が異なりますのでご注意ください。

問合せ先

〒794-8511

今治市別宮町一丁目4番地1

今治市 健康福祉部 高齢介護課

介護保険担当 鍛谷(カジタニ)

TEL: (0898) 36-1526

FAX: (0898) 34-5077